

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年12月25日(金曜日)

号外第70号

目次	ページ		
○条例		○議会議長告示	
神奈川県議会基本条例の一部を改正する条例(議会・政策調査課)	2	神奈川県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程(議会・議事課)	2

本号で公布された条例のあらまし

神奈川県議会基本条例の一部を改正する条例

- 1 県議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、県議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとし、そのために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとした。(第11条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。



購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三六二円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一―二一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一―五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

条 例

神奈川県議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第108号

神奈川県議会基本条例の一部を改正する条例

神奈川県議会基本条例（平成20年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第11条」に、「第11条・第12条」を「第12条・第13条」に、「第13条～第16条」を「第14条～第17条」に、「第17条・第18条」を「第18条・第19条」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第 5 章中第16条を第17条とし、第13条から第15条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 4 章中第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第 3 章中第10条の次に次の 1 条を加える。

（大規模な災害その他の緊急事態への対応）

第11条 県議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、県議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

2 県議会は、前項の調査活動及び対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 会 議 長 告 示

神奈川県議会議長告示第 2 号

神奈川県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年12月25日

神奈川県議会議長 嶋 村 公

神奈川県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程

神奈川県議会委員会傍聴規程（平成31年神奈川県議会議長告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第12条第 2 項」を「第13条第 2 項」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。